別表十（三）　認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

Ⅰ　認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算

認定研究開発事業法人又は認定統括事業法人の別	1	認定研究開発事業法人・認定統括事業法人	損金算入額の計算	所得金額仮計又は連結所得金額仮計（別表四「26の①」又は別表四の二「35の①」）	4	円
認定研究開発事業法人又は認定統括事業法人としての認定を受けた日	2	平　・　・		軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	5	
				(4)と(5)のうち少ない金額	6	
研究開発事業又は統括事業の内容	3			損金算入額 (6)×20/100	7	

Ⅱ　認定研究開発事業法人等の認定を取り消された場合の益金算入額の計算

認定の取消日	8	平　・　・	認定を取り消された場合の益金算入額（(10)の合計）	9	円

適用対象年度において損金の額に算入された金額の合計額の計算 事業年度又は連結事業年度	損金算入額 10
平　・　・ 平　・　・	円
平　・　・ 平　・　・	
平　・　・ 平　・　・	
平　・　・ 平　・　・	
平　・　・ 平　・　・	
合　計	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

2　「軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額（5）」の欄は、租税特別措置法施行令第36条の2第3項（国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例）の規定により計算した軽減対象所得金額又は同令第39条の90の2第3項（国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例）の規定により計算した軽減対象連結所得金額を記載すること。この場合においては、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。